

報告第9号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成29年11月30日提出

多可町長 吉田一四

専決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成29年11月8日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	平成29年10月22日
事故発生場所	兵庫県多可郡多可町中区茂利20番地 多可町役場中仮庁舎駐車場
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金263,801円也
事故の概要	町所有のダンボール収集箱の扉が外れて風で飛び、 氏所有の車に直撃し、損害を受けた。